

ID: 5085

担当部署: 地域整備課

処分の概要	景観計画による建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないもの変更命令等					
法令名 根拠条項	景観法 第17条第1項					
法令番号	平成16年法律第110号					
【基準】 法第17条第1項の規定による。 (変更命令等) 第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に對し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に關し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照						
備考						
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	令和5年7月1日			